

## 特産品「まつぶし逸品」名称募集要項

### 1 目的

まつぶしの魅力発信、認知度アップ、地産地消の促進等を図るため新たに開発した特産品「まつぶし逸品」について、今後、町の新たな顔として活用し、多くの方に愛される商品とするために名称を募集します。

### 2 応募期間

平成29年12月2日（土）～平成30年1月12日（金）

（窓口は土・日・祝日を除く、郵送は消印有効）

※募集期間以外のお応募は無効とします（郵送の場合は消印有効です）。

※窓口は役場開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）内の応募受付とし、それ以外の時間はお受けできません。

### 3 応募資格

どなたでも可能

### 4 応募方法

所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、募集期間内に直接応募書類をご提出いただくか、郵送してください（電話、FAX、メール等では受け付けておりません）。

応募用紙は松伏町役場環境経済課窓口で配布しているほか、町HPからもダウンロードが可能です（<http://www.town.matsubushi.lg.jp/>）。

### 5 審査

イベント会場での投票、まつぶし逸品開発委員会での審査、選考等により各1点を選定します。

### 6 賞・賞品

最優秀賞 各1点 完成した特産品まつぶし逸品を送付します。

※最優秀賞に選ばれた方には直接連絡いたします。

### 7 注意事項

- (1) 既存のアイデアではなく未発表でオリジナルのもので、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないものであること。
- (2) 応募は一品につき一人一案までとします。

- (3) 名称に関する著作権、商標権その他一切の権利は、松伏町に帰属します。
- (4) 名称を使用する際、一部修正・改変する場合があります。
- (5) 応募にかかる費用については全て応募者の負担となります。
- (6) お預かりした個人情報については関係法令を遵守し、適正な管理を行い、本事業に係る以外の目的では使用しません。
- (7) いただいた住所（市町村名まで）とお名前はご了解をいただいた上で町広報紙、HP等で公表する場合があります。
- (8) 応募内容に虚偽が認められた場合、応募資格や注意事項、関係法令に違反していることが判明した場合は応募を取り消す場合があります。
- (9) 応募用紙は返却できませんのであらかじめご了承ください。
- (10) 審査結果に関するお問い合わせ等に関しては、一切お答えできません。
- (11) 採用された名称の応募者が複数いる場合は抽選で1名を決定します。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、町で協議の上、別に決定します。

## 8 特産品「まつぶし逸品」

### ① 米粉マカロン

松伏町産の米粉、野菜の粉（野菜は現時点では松伏産ではありません）を使用したメレンゲ菓子です。生菓子のマカロンではなくポリッサクツとした軽い食感が売りの焼き菓子で、形状は「うさぎの耳」をイメージしたスティックタイプです。味は玄米、ほうれん草、にんじん、しょうが、カレーの5種類があります。



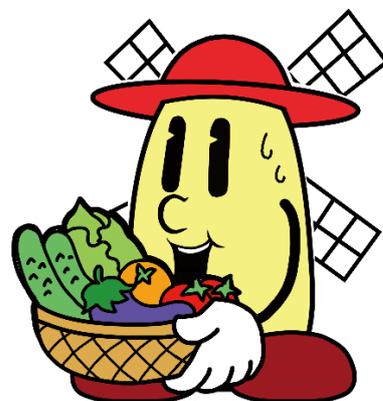


## ② 甘酒を使用した調味料

松伏町産の米を使用した甘酒を調味料（ジャムのような形状）にしたものです。自然な甘みと米糀の香りが特徴です。

米糀の甘酒はアミノ酸、ブドウ糖、ビタミン類が豊富で「飲む点滴」とも称されています。原料となる甘酒は300年以上続く製法によって手作業で作られており、砂糖不使用ですが35度以上の糖度があります。添加物、アルコール分がないため、お子さんでも安心して口に入れることができます。

※画像は次ページです。





## 9 応募、問い合わせ先

松伏町役場環境経済課商工担当

〒343-0192

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424

TEL：048-991-1854（直通）

（参考）特産品「まつぶし逸品」開発の概要について

（1）開発期間 平成29年4月～平成30年3月31日

（2）概要（※別紙イメージ図をご覧ください）

産（商工会）、学（大学生等）、官（町）、農（町内農業者等）、言（地元マスメディア）が連携する会議を立ち上げ、意欲のある事業者の公募、選定を行い、会議に事業者を加えた検討会を組織します。その後、検討会において作成した試作品を町内外で複数のイベントへ出品し、アンケートや投票によって広く意見を収集します。イベントで収集した意見を基に検討会で更に試作を重ね、開発された商品の名称についても公募を行うことで、町の地域資源を活用した「まつぶし逸品」をみんなでプロデュースします。

※この事業は、埼玉県ふるさと創造資金の補助を受けています。